



Tokyo Gakugei University Repository

東京学芸大学リポジトリ

<http://ir.u-gakugei.ac.jp/>

Title	特別支援教育における専門性：裾野は広く、頂上は高く (fulltext)
Author(s)	澤,隆史
Citation	聴覚障害, 675: 26-27
Issue Date	2007
URL	http://hdl.handle.net/2309/105849
Publisher	聾教育研究会
Rights	

特別支援教育における専門性

—裾野は広く、頂上は高く—

東京学芸大学
澤 隆史

周知の通り、学校教育法などの一部改正を受けて、平成19年度より特別支援教育が本格的に開始されることとなった。わが国で障害児教育が開始されて以来、最大の改革といってもよいであろう今回の改正における柱の一つは、これまでの盲・聾・養護学校制度から、複数の障害種別に対応した教育を実施することができる特別支援学校制度への転換である。この新たな学校制度への移行に際して、今後の動向に最も強い関心を示しているのは、聾学校を中心とした聴覚障害教育の関係者や、親、当事者であろう。学校制度の改正によって、聴覚障害教育に係る専門性がどのような場所であるいはどのような形で継承され発展し得るのかという点が、直接的に影響を受けることが懸念されるからである。

特別支援教育が掲げる「児童生徒などの障害の重複化や多様化を踏まえて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育」を実現するという理念が、十分に尊重されるべきことは言うまでもない。聴覚障害児について考えれば、特別な支援とは、個々の子どものニーズとともに集団としてのニーズに応えることである。そのためには、「きこえ」「ことば」「コミュニケーション」「教科」などに関する指導の専門性を備えた上で、仲間同士のコミュニケーション活動を保障し手話言語の獲得を促す場、

子どもたちのアイデンティティ形成の場として、一定規模以上の聴覚障害児が集う聾学校の存在が必要不可欠である。同じ障害を持つ仲間や教員が存在する聾学校は、学校を卒業した後、地域の聴覚障害者が集う場としても大きな意味を持っている。聾学校という名称と場の存続は、聴覚障害教育にかかわる人たちに共通した思いであろう。

「特別支援教育の推進のための学校教育法などの一部改正について（通知）」（18文科初第446号、平成18年7月18日）では、「留意事項」として「同一の障害のある児童生徒などによる一定規模の集団が学校教育のなかで確保され、障害種別ごとの専門的指導により児童生徒などの能力を可能な限り発揮できるようにすること」としつつも、「可能な限り複数の障害種別に対応した教育を行なう方向で検討されることが望ましい」と記されており、今後、地域の実情に応じて聾学校から特別支援学校への転換が進んでいくことも予想できる。既に一部の学校では、「聴覚」「ろう」といった冠が付いている学校を含め「特別支援学校」への名称変更が行なわれている。名称の変更＝専門性の変更というわけではなく、「看板」が変わっても「中身」は変わらない（と考えたい）が、名称の変更が地域の人々や、子どもの最適な教育の場を選択した

いと考える保護者に対し、あらぬ誤解や不安を引き起こしてしまうことだけは避けたい。仮に名称や枠組みが変わったとしても、変わらずに継承・発展させていくべき専門性があることを今一度確認し、そのことを周囲の人々に向かって強くアピールしていくことが必要であろう。

昨年(2006年)の10月に開催された第9回アジア太平洋地域聴覚障害問題会議(APCD)では、大会主題として「専門性の継承・革新・共有」が掲げられ、聴覚障害教育の専門性についてあらためて深く考える契機となった。しかしこのテーマは、聴覚障害教育のなかだけに止めるべきものではない。他の障害種を専門とする教育諸機関に向けて、聾学校や難聴学級、通級指導教室で培ってきた専門性を広めること、そして他障害に関する教育や指導の専門性をどん欲に吸収することこそ、特別支援教育における専門性の継承・革新・共有の意味がある。例えば、聾学校に在籍する児童において、発達障害(LD, ADHD, 高機能自閉症など)を併せ有する子どもは20%以上の割合で存在すると推定されるが(NPO 法人大塚クラブ, 2006), そのような子どもたちへの教育・指導にあたっては、従来までの聴覚障害教育の専門性のみでは対応が難しいと考えられる。発達障害児の教育・指導に関する様々な知識や具体的な技法を取り入れることで、聴覚障害教育における新しい専門性を作り上げていくこと、また発達障害児の教育・指導に対して、聴覚障害教育における「ことば」や「コミュニケーション」

の専門性を伝えていくことが必要である。他障害種の教育との相互関係のなかで、聴覚障害教育の専門性を生かしていくことは、聴覚障害教育に対する周囲の認識を高めていくことにもつながるであろう。

この度の学校制度の改定とともに、教員免許状も特別支援学校教諭免許状に一本化された。私どもの大学では、「聴覚障害」「知的障害」「肢体不自由」「病弱」の四つの特別支援教育領域を必修とし、今年度より聴覚障害児教育専攻を含めた4つの専攻を開設して新たなカリキュラムに基づく教員養成を開始した。単位履修の制限などから、それぞれの障害に関する専門科目は削減されたが、授業内容の精選や工夫を行なうことで、広く学びつつも特定の障害に特化した専門的資質を養成しようと考えている。新入生のなかにも聾学校での教育支援活動に積極的に参加するなど、「聴覚障害教育を専門に学びたい」という学生は少なくなく、聴覚障害教育の将来に向けて心強い限りである。多様な障害についての知識や技能を有しながら、自分が得意とする領域を持つこと、「裾野は広く頂上は高い」専門性を有することこそ、これからの特別支援教育、聴覚障害教育を支えていく力になると考える。

<文献>

NPO法人大塚クラブ(2006): 聴覚障害と軽度は発達障害を併せ有する児童の評価及び評価に基づく指導—学習活動「ダンボ」活動報告—